

「野村ファンドラップ投資一任契約書」新旧対照表

2022年2月28日改定

(下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(全般) 投資一任報酬 ファンドラップ報酬</p> <p>第2条(定義) 本契約において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑤(省略) ⑥野村投資一任口座専用投資信託 もっぱら野村投資一任口座において利用されることを目的として用意された、投資信託目論見書冊子に記載の投資信託をいいます。 ⑦～⑮(省略)</p> <p>第6条(投資の方法及び取引の種類) 1.～3.(省略) 4.サービス・プログラム、各野村投資一任口座専用投資信託の名称、及び各野村投資一任口座専用投資信託の主な投資対象は、投資信託目論見書冊子に記載のとおりとします。なお、運用資産の全てが当社関係会社である野村アセットマネジメント株式会社の設定する投資信託となることがあります。また、当社関係会社が設定する投資信託を売買した場合でも、一般社団法人日本投資顧問業協会の規則が定める「事後速やか開示」は不要なものとして取り扱います。この取扱いは、原則として変更いたしません。</p> <p>第14条(解約) 1.(省略) 2.当社は、お客様について次のいずれかの事由が生じた場合は、以後、お客様に通知することなく、直ちに本契約を解約できるものとします。 ①～⑥(省略) ⑦相続、会社分割、事業譲渡等理由の如何を問わず、運用資産に係る権利がお客様(野村投資一任口座の名義人)以外の第三者に帰属し、または帰属することになったものと当社が認める場合(但し、合併により第三者に帰属することになった場合を除きます) ⑧前各号のほか、本契約を継続し難いものと当社が認める事情を生じさせた場合 3.～4.(省略)</p> <p>第24条(契約の移転等の禁止) 本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務は、合併による包括承継が行われる場合、及び当社が本契約に基づいて譲渡その他の処分を行う場合を除き、他の者に移転すること(譲渡し、または担保に供することを含みます)ができないものとします。</p> | <p>(全般) 投資一任受任料 ファンドラップ手数料</p> <p>第2条(定義) 本契約において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによります。 ①～⑤(省略) ⑥野村投資一任口座専用投資信託 もっぱら野村投資一任口座において利用されることを目的として用意された、各プログラムの投資信託目論見書冊子に記載の投資信託をいいます。 ⑦～⑮(省略)</p> <p>第6条(投資の方法及び取引の種類) 1.～3.(省略) 4.サービス・プログラム、各野村投資一任口座専用投資信託の名称、及び各野村投資一任口座専用投資信託の主な投資対象は、各プログラムの投資信託目論見書冊子に記載のとおりとします。なお、運用資産の全てが当社関係会社である野村アセットマネジメント株式会社の設定する投資信託となることがあります。また、当社関係会社が設定する投資信託を売買した場合でも、一般社団法人日本投資顧問業協会の規則が定める「事後速やか開示」は不要なものとして取り扱います。この取扱いは、原則として変更いたしません。</p> <p>第14条(解約) 1.(省略) 2.(同左) ①～⑥(省略) (新設) ⑦前各号のほか、本契約を継続し難いものと当社が認める事情を生じさせた場合 3.～4.(省略)</p> <p>第24条(契約の移転等の禁止) 本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務は、法律に基づく包括承継が行われる場合、及び当社が本契約に基づいて譲渡その他の処分を行う場合を除き、他の者に移転すること(譲渡し、または担保に供することを含みます)ができないものとします。</p> |